

令和 7 (2025)年度とちぎデジタルハブ情報発信・分析業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注するとちぎデジタルハブ情報発信・分析業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務の趣旨・目的

本業務は、本県が取り組む「とちぎデジタルハブ」事業内で実施する「進捗報告会」の情報を広く発信することで、参加者の増加を図ることを目的に、周知広報を行うものである。

2 委託期間

契約締結の日から令和 7 (2025)年 11 月 26 日（水）まで

3 委託予定金額

3,113,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

4 業務の内容

(1) 広告配信の実施

周知事項	第 6 回とちぎデジタルハブ進捗報告会の周知
目的	第 6 回とちぎデジタルハブ進捗報告会への参加申込促進
ターゲット	① 地域課題の解決に意欲がある人及びボランティア活動に興味がある人（年代は 20 代以上 50 代まで（学生は除く）の範囲で、具体的なペルソナは乙が提案する。） ② 地域のボランティア活動や地域貢献に興味がある学生（大学生（18 歳～25 歳）を想定） ③ 首都圏に所在するデジタルによる解決策を持つ企業関係者 ④ 地域の困りごとを抱えていて、他者と連携して解決したいと考えている人（年代は 20 代以上 50 代までの範囲で、具体的なペルソナは乙が提案する。）
配信時期	令和 7 (2025)年 9 月末～イベント前日までの 3 週間
広告配信	ディスプレイ広告及び検索連動型広告を実施すること。
広告からの誘導先 Web サイト（LP）	第 6 回とちぎデジタルハブ進捗報告会の周知を行うとちぎデジタルハブサイト内のページ（URL は甲が別途指定）
クリエイティブの制作	・ 広告を配信するデジタルデバイスの選択と合わせて、広告が

	最適に表示されるよう、適切なサイズのことを必要に応じて作成すること。 ・ターゲットごとに AB テスト※1 ができるよう、趣向や素材及びコピー等が異なるバナーを2本以上制作すること。 ・とちぎデジタルハブに関心を持たなかった潜在層の感覚に訴え、イベント参加に繋がる行動に効果的に導けるようにグラフィックやコピーを工夫すること。 ※1 複数のクリエイティブを比較し、成果の高い方を採用する手法。
配信プラットフォーム	・ディスプレイ広告：アプリ系広告（Instagram、Facebook） ・検索連動型広告：Google ・Google デマンドジェネレーション ※検索連動型広告の設定した検索キーワードでのインプレッションが少ない場合など、状況に応じて Google デマンドジェネレーションを活用した配信を検討し、甲と協議の上で実施すること。
目標値	・コンバージョン指標は「LP 内のイベントの申込フォームへの遷移ボタンクリック数」とし、合計 200 件以上を目標とする。 （参考）令和7年2月5日～2月25日の実績 広告表示回数：3,137,925 クリック数：17,452（クリック率 0.56%） 応募ボタンクリック数：152 件
広告制作費・配信費の目安	3,113,000 円 ※ディスプレイ広告及び検索連動型広告への広告配信費割り振りは、甲と協議の上、決定することとする。
補足	・検索連動型広告のキーワード設定にあたっては、甲の意図を十分に咀嚼し、広告効果が最適化されるよう、キーワード、除外ワード、広告タイトル及び広告文を作成し、甲に提案すること。 ・目標値を達成できるよう、配信スケジュールを作成し、甲と協議の上、配信時期を決定すること。 ・予算規模に達しないうちに、目標回数を達成した場合であっても広告の配信を継続し、予算内での業務目的達成のための広告配信最適化を図ること。 ・上記金額は予算配分の目安とし、業務目的達成及び目標値の

	ため必要な予算を配分すること。
シミュレーション	目標値を達成するための広告媒体・メニューを選定し、効果の良い媒体に傾斜が掛けられることも視野に入れて計画し、シミュレーションを提出すること。
広告配信先の設定	広告の配信先については、ターゲット層のデジタルデバイスの保有・使用状況等を踏まえ、適切なバランスで設定すること。

(2) 効果測定及び報告

- ア 効果検証のスキームについて、概要や考え方を企画提案書に具体的に記載し、これらを基礎資料として、甲と協議の上で決定するものとする。
- イ 各媒体の管理画面数値、Google Analytics 等で、広告の表示回数、クリック数、CTR、CPC、CV 数、CPA、ユーザー属性（年齢・地域・デモグラ、特性等）、サイト誘導状況（広告経由の直帰率等）等を分析し、定期的かつ甲の求めに応じて報告するとともに、ターゲティング手法、配信手法及び LP 等の改善を甲と協議の上実施すること。
- ウ 広告配信開始後 1 週間に 1 回程度のミーティングを実施し、広告結果の報告と運用の見直し等についての提案を行うこと。広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等について、広告の配信開始後、中間レポートを 1 回提出すること。なお、ミーティングを対面で行う場合は、原則として甲の所在地にて実施する。
- エ 広告配信完了後、広告及びウェブサイトについて、メディアプランニング等を評価する視点を取り入れたアクセス分析を行い、事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ「分析結果報告書」を速やかに提出すること。

(3) その他

- ア スマートフォン、タブレットについては、iPhone、iPad、Android 系端末等において支障なく利用できることを確認すること。
- イ PC については、一般的な性能を有する端末において支障なく利用できることを確認すること。
- ウ OS、ブラウザについては、一般的に普及している OS (Windows、MacOS、Linux 等)、ブラウザ (Microsoft Edge、Safari、Google Chrome、Firefox 等) により支障なく利用できるものとする。
- エ 制作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。）は甲に帰属するものとし、乙は著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、制作物の全部又は一部に乙が既に著作権を有するものが含まれている場合には、その旨を事前に甲に通知し、当該著作権の取扱いについては、協議の上、定めるものとする。

オ クリエイティブの作成に係る写真素材等を使用する場合の準備に関して、その一切の調整及び許認可等の諸手続は、乙が行うこと。なお、当該年度及び過年度に実施した本県事業関連の写真等については、協議の上、甲が提供する。

カ 広告バナー等制作物の完成までに甲による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

キ 見積書や請求書の作成に当たっては、業務の透明性を確保するため、「広告配信費（広告配信原価）」、「広告管理運用費」、「クリエイティブ等作成費」、「分析レポート費」を別立てで計上し、積算すること。

ク 企画提案のあった内容を元に「業務企画書」（業務計画書や実施行程表、絵コンテを含む）を作成し、甲の承認を得ること。

ケ 各業務の詳細について甲と協議の上で決定し、進捗状況を綿密に報告すること。

5 委託費の支払い等

委託費の支払いは、業務完了検査後の精算払いとする。

6 成果品

(1) 提出物

ア 実施報告書（A4版）紙媒体

イ 上記アの実施報告書の電子データ及び作成したクリエイティブのデータ一式

(2) 提出期限

令和7(2025)年11月26日（水）まで

(3) 提出場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田 1-1-20（本館9階）

栃木県総合政策部デジタル戦略課

電話：028-623-2824

電子メール：dx@pref.tochigi.jp

7 提出物

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類又は電子データを提出すること。提出場所は「6 成果品(3) 提出場所」と同様である。

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

ア 企画提案の内容を基に、業務スキームを含めた委託業務全体のスケジュールについて盛り込んだ「業務企画書」（「業務計画書」及び「実施工程表」を含む。）

イ 総括責任者通知書

ウ その他甲が必要と認める書類

(2) 事業完了後に速やかに提出するもの

ア 完了届

イ 「4 業務の内容(2) 効果測定及び報告」業務の分析結果報告書

ウ その他甲が必要と認める書類

8 その他

- (1) 本業務の成果はすべて甲に帰属する。
- (2) 本業務の実施に当たっては、本仕様書の範囲において甲と乙が協議を重ねながら適正に履行すること。
- (3) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (4) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、乙の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (5) 乙は、この契約による業務を第三者に譲渡又は再委託してはならないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、あらかじめ甲の承認を受けた上で、第三者に委託することができるものとする。
- (6) 本事業の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。事業終了後も同様とする。
- (7) 乙は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、甲と速やかに協議し、その指示に従うものとする。
- (8) 業務を実施するに当たっては、別紙1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」及び別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(別紙1)

デジタルプロモーション等実施時における留意事項

1 ウェブサイト制作に関する業務

- (1) ウェブサイトを新規制作または改修するときは、「pref.tochigi.lg.jp」をトップレベルドメインとするサブドメインにて公開することを検討すること。なお、その際にサブドメインに使われる文字列は栃木県と協議の上決定すること。
- (2) ウェブサイトの検索トラフィックや掲載順位を計測するため、Google Search Consoleを導入すること。
- (3) ウェブサイトに問い合わせや予約の申し込み等のフォームを設置する場合、問い合わせフォームはjavascriptタグなどを用いたフォーム作成ツール（例：hubspot）等を用いて、ウェブサイトのドメイン内で動作するものを設置すること。
- (4) ウェブサイトにおいて、事業効果を最大化しうるSEO（検索エンジン最適化）を施工すること。なお、その際はユーザーの興味・関心から類推される検索キーワードについて、検索回数を参考に抽出し、各ページのタイトル、H1、パンくず等に、それぞれのページに適切なSEOの施工を実施すること。
- (5) SEO施工時にGoogle Search Consoleなどを活用し、Googleにおけるインデックス状況、クローリング状況を定常的にモニタリングするものとし、インデックス、クローリングに問題がある場合には速やかに修正すること。なお、Google Search Consoleに対してウェブサイトの情報を適切に登録するSitemap.xmlの制作も上記に含むものとする。
- (6) ウェブサイト（ホームページ）やランディングページなどの納品時には、タグマネジメントの設定及びGoogle Search Console、効果計測並びに広告配信のタグが正常に動くことを確認した上で納品すること。

2 Google Analyticsのアカウント管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、「本業務用Google Analytics」の活用を必須とする。なお、ウェブサイトの新規制作時においては、制作事業者が「本業務用Google Analytics」を導入し、必要な権限の付与を実施すること。
- (2) 複数のウェブサイトを統合する場合や既存のウェブサイトを大幅に改修する場合等における既存のGoogle Analyticsの活用または新規導入については、栃木県と適宜検討すること。
- (3) 「本業務用Google Analytics」上で、本事業における目標設定を行うこと。また、最終レポートには、結果の分析・改善策を必ず記載すること。
- (4) 各種アカウント作成時には、内容について栃木県の承認を得ること。また、本事業において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

3 栃木県Googleタグマネージャーの管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトにて、Google Analytics等の各種計測タグ、リマーケティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、栃木県が別途指定する「栃木県Googleタグマネージャー」を活用し、その管理を行うこと。
- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「栃木県Googleタグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を栃木県に報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について栃木県の承認を得ること。また、「栃木県Googleタグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を栃木県に譲渡すること。

4 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 栃木県が別途指定するデジタルマーケティングルール設定シート（DMシート）に基づき、各広告媒体タグのパラメータの設定及びデータの蓄積を行うとともに、「本業務用Google Analytics」で取得した数値を施策効果として報告すること。
- (3) 本事業に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に栃木県が指定するリマーケティングタグを設定し、広告経由訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「栃木県Googleタグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。
- (4) 本事業に関連するウェブサイトにおいて、プロモーションの目標に相応しいイベントを設定し、計測すること。必要に応じて、媒体タグでの計測も実施すること。
- (5) 広告運用開始後一週間以内に、本事業において取得すべきデータが取得できていることを確認し、栃木県へ報告すること。
- (6) 広告運用における透明性確保のため、広告アカウント管理画面に対するアクセス権を栃木県へ付与すること。なお、MCCなどを用いることが出来る場合は、栃木県MCC（マイクロライアントセンター）とリンクすること。
- (7) 広告アカウントは、本事業用に新規に取得すること。

5 Google広告を利用する場合

- (1) Google広告アカウントを栃木県MCC（マイクロライアントセンター）及び「本業務用Google Analytics」とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Googleが提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。
- (4) リスティング広告（検索連動型広告）を実施する場合は、ディスプレイネットワークを

含める設定を除外すること。

6 Yahoo!広告を利用する場合

- (1) Yahoo!広告アカウントを栃木県MCC（マイクライアントセンター）とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Yahoo!Japanが提供するデータソリューションなど、デジタルマーケティング支援サービスなどを利用する場合には、栃木県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

7 SNS広告を利用する場合

- (1) SNS広告アカウントを栃木県公式SNSビジネスマネージャや栃木県が指定するSNSページとリンクすること。
- (2) SNS広告を実施する場合は、栃木県に対して当該SNSのアナリストの権限を付与すること。
- (3) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、栃木県の指定する方法に従い運用すること。

8 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) 栃木県が今後もデジタルプロモーションを行うこと考慮し、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること。
- (2) YouTubeを利用する場合、YouTubeチャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的なSEOを施工すること。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google広告を利用する場合は、YouTubeチャンネルとGoogle広告アカウントをリンクさせること。

9 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体のプライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得したCookieと受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報（個人データ）とならないように留意すること。

(別紙2)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、栃木県（以下「甲」という。）の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法により、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。